

日バス協企労第278号
平成29年9月15日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会 長 三 澤 憲 一

平成29年度最低賃金周知広報について（周知依頼）

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり、平成29年度の地域別最低賃金については、8月から9月の間にすべての改定告示が行われ、9月30日から順次改定額が発効するので、地域別最低賃金の額の周知方協力依頼がありました。

つきましては、御多用中のところ誠に恐縮ですが、貴協会傘下事業者に周知方よろしくお願いいたします。

基 発 0914 第 7 号

平成29年 9 月 14 日

公益社団法人 日本バス協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



平成29年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年度の地域別最低賃金額の改定については、平成 29 年 8 月から 9 月の間に改定公示のすべてが行われ、平成 29 年 9 月 30 日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定が予定されています。

これら改定された最低賃金額（以下「改定最賃額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、同封の原稿例を参考に、改定最賃額の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。



(原稿例)

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、9月30日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限50万円）が科せられる場合があります。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や最低賃金総合相談支援センターにおける相談等の支援策を設けています。詳細は厚生労働省HPの検索画面又は検索エンジンから「業務改善助成金」で検索して下さい。

平成29年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日	都道府県名	時間額 【円】	発効年月日
北海道	810	H29.10.1	石 川	781	H29.10.1	岡 山	781	H29.10.1
青 森	738	H29.10.6	福 井	778	H29.10.1	広 島	818	H29.10.1
岩 手	738	H29.10.1	山 梨	784	H29.10.14	山 口	777	H29.10.1
宮 城	772	H29.10.1	長 野	795	H29.10.1	徳 島	740	H29.10.5
秋 田	738	H29.10.1	岐 阜	800	H29.10.1	香 川	766	H29.10.1
山 形	739	H29.10.6	静 岡	832	H29.10.4	愛 媛	739	H29.10.1
福 島	748	H29.10.1	愛 知	871	H29.10.1	高 知	737	H29.10.13
茨 城	796	H29.10.1	三 重	820	H29.10.1	福 岡	789	H29.10.1
栃 木	800	H29.10.1	滋 賀	813	H29.10.5	佐 賀	737	H29.10.6
群 馬	783	H29.10.7	京 都	856	H29.10.1	長 崎	737	H29.10.6
埼 玉	871	H29.10.1	大 阪	909	H29.9.30	熊 本	737	H29.10.1
千 葉	868	H29.10.1	兵 庫	844	H29.10.1	大 分	737	H29.10.1
東 京	958	H29.10.1	奈 良	786	H29.10.1	宮 崎	737	H29.10.6
神奈川	956	H29.10.1	和歌山	777	H29.10.1	鹿児島	737	H29.10.1
新 潟	778	H29.10.1	鳥 取	738	H29.10.6	沖 縄	737	H29.10.1
富 山	795	H29.10.1	島 根	740	H29.10.1			



中小企業の 生産性向上を 支援します!

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

最低賃金の引上げ額が異なる

5つのコースからチョイスできます。

助成の上限額

50万円~200万円

事業場内最低賃金が
750円未満の事業場で、
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上
1000円未満の事業場で、
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!
アクセス

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

中小企業向け

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。



助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ



5つのコースから選べます！

選べる 5つの コース	事業場内 最低賃金の引上げ額	助 成 率	助成の上限額	助成対象事業場
	30円以上	7/10 (※) (常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は 3/4 (※)) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750 円未満の事業場
	40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場
	60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000 円未満の事業場
	90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800 円以上 1000 円未満の 事業場
	120円以上		200万円	

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POS レジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



お問い合わせ先

賃金制度設計に関する専門的な相談については、下の各都道府県の最低賃金総合相談支援センターで受け付けています。

最低賃金総合相談支援センターの一覧

都道府県	所在地	電話番号	受託団体等名
北海道	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル3階 (北海道中小企業団体中央会 本部内)	0120-67-3110	北海道中小企業団体中央会
青森県	青森市青柳2丁目2-6	0800-800-8667	一般社団法人 青森県労働基準協会
岩手県	盛岡市山王町1-1	0120-198-077	岩手県社会保険労務士会
宮城県	仙台市青葉区本町1丁目9-5 五城ビル4F	0120-750-573	宮城県社会保険労務士会
秋田県	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階(秋田県社会保険労務士会内)	0120-695-783	秋田県社会保険労務士会
山形県	山形市七日町三丁目1番9号	0800-800-9902	山形商工会議所
福島県	福島市御山字三本松19-3(福島県社会保険労務士会内)	0120-541-516	福島県社会保険労務士会
茨城県	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階	0120-900-224	一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
栃木県	宇都宮市鶴田町3492-46	0120-48-5766	栃木県社会保険労務士会
群馬県	高崎市上大類町745-10 新井労務管理事務所	0120-028-242	群馬人事労務研究会
埼玉県	さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4F A号室	0120-310-394	公益社団法人 埼玉県雇用開発協会
千葉県	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305	0120-026-210	公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会
東京都	千代田区二番町9-8	0120-311-615	公益社団法人 東京労働基準協会連合会
神奈川県	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター2階	0120-641-020	公益社団法人 けいしん神奈川
新潟県	新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1F	0120-009-229	新潟県社会保険労務士会
富山県	富山市総曲輪2-1-3(富山県中小企業団体中央会 内)	0120-108-312	富山県中小企業団体中央会
石川県	金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339	一般社団法人 石川県経営者協会
福井県	福井市二の宮3丁目30番11号	0120-747-770	株式会社 土蔵労働コンサルタント事務所
山梨県	甲府市丸の内2丁目34-1 共栄ビル205号	0120-338-737	特定非営利活動法人 花ひらく
長野県	長野市大字中御所字岡田131-10	0800-800-3028	長野県中小企業団体中央会
岐阜県	岐阜市藪田東2丁目-11-11	0120-55-4864	岐阜県社会保険労務士会
静岡県	静岡市葵区追手町44-1	0800-200-5451	静岡県中小企業団体中央会
愛知県	名古屋市熱田区三本松町3-1 愛知県社会保険労務士会館内	0120-868-604	愛知県社会保険労務士会
三重県	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階 三重県経営者協会内	0120-331-266	三重県経営者協会
滋賀県	大津市梅林1丁目4-1 プレシャスビル4階 ランゲート(株)滋賀事務所内	0120-661-710	ランゲート株式会社
京都府	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階 京都府中小企業団体中央会内	0120-420-825	京都府中小企業団体中央会
大阪府	大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル4階	0120-570-937	ランゲート株式会社
兵庫県	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館3階	0120-340-580	兵庫県中小企業団体中央会
奈良県	奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	奈良県社会保険労務士会
和歌山県	和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター1階	0120-731-715	和歌山県社会保険労務士協同組合
鳥取県	鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階	0800-200-0311	鳥取県社会保険労務士会
島根県	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0120-20-2621	一般社団法人 島根県経営者協会
岡山県	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所内	0800-200-8751	岡山商工会議所
広島県	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5階	0120-73-0610	広島県社会保険労務士会
山口県	山口市中央4丁目5番16号 山口県中小企業団体中央会内	0800-200-0186	山口県中小企業団体中央会
徳島県	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	徳島県社会保険労務士会
香川県	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691	香川県経営者協会
愛媛県	松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内	0120-932-285	愛媛県社会保険労務士会
高知県	高知市棧橋通2丁目8番20号モリタビル2F	0120-321-116	高知県社会保険労務士会
福岡県	福岡市博多区博多東2-5-28 博多借成ビル301号	0120-946-617	福岡県社会保険労務士会
佐賀県	佐賀市川原町8-27 平和会館1F	0120-603-946	佐賀県社会保険労務士会
長崎県	長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B	0120-460-468	長崎県社会保険労務士会
熊本県	熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7階	0120-45-1124	熊本県社会保険労務士会
大分県	大分市東春日町17番20号ソフトパークセンタービル	0120-008-317	一般社団法人 大分県中小企業診断士協会
宮崎県	宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階	0120-947-485	宮崎県社会保険労務士会
鹿児島県	鹿児島市新屋敷町16-16	0120-898-930	公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
沖縄県	那覇市松山2-1-12 合人社那覇松山ビル6階	0120-420-780	沖縄県社会保険労務士会